砺波市子ども・子育て支援事業計画(第2期)について

1 計画策定の趣旨

砺波市では、平成17年度から推進してきた「砺波市次世代育成支援対策行動計画」を踏まえながら、平成27年度から新たな計画として、「砺波市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、拡大し続ける保育需要に対応するため、子どもが健やかに成長できるための環境整備や地域支援、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くための相談体制の充実など、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、核家族化や共働き世帯の増加等に伴う保育需要の拡大については、さらなる保育施設や放課後児童クラブの整備が必要な状況であり、保護者の子育てへの不安を解消するためにも暮らし方の変化に応じた多様な保育や子育てを支援するための取り組みを継続的に進めていく必要があります。

これまで以上に子どもや保護者の当事者視点に立った子育で支援の充実を図るため、令和元年度で最終年度を迎える「砺波市子ども・子育で支援事業計画」を検証し、幼児教育・保育の無償化や今後の社会状況の変化に効果的に対応できる「砺波市子ども・子育で支援事業計画(第2期)」を策定し、確保するべき保育・教育・子育で支援の事業の見込み量や提供体制の確保及びその実施時期等を盛り込み、子ども・子育で支援事業を計画的に実施していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「砺波市総合計画」を上位計画として、「砺波市放課後子ども総合プラン」及び「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」の性格も併せ持つものとします。



砺波市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

砺波市放課後子ども総合プラン

砺波市子どもの貧困対策に関する計画



他の関連計画

- 砺波市地域福祉計画
- ・ 砺波市障がい者福祉計画
- ・砺波市健康プラン21
- 砺波市食育推進計画

など

3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定める ものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、第2期計画として 令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 計画策定の経過

本計画を策定するにあたり、次の項目を実施しました。

本市の現状把握及び第1期の砺波市子ども・子育て支援事業計画の評価を行い、本市の課題を抽出しました。抽出した課題から、本計画の方向性を明確にするものとします。

項目	内 容
(1) 砺波市子ども・子育て支援に 関するニーズ調査	平成30年12月1日を基準日として、 砺波市在住の0~11歳までの子どもの保護者 及び9~11歳の子どもの保護者に実施 ①未就学児童(0~5歳)の保護者 1,200名 ②小学生(6~11歳)の保護者 800名 調査期間:平成30年12月15日 ~ 平成31年1月15日
(2) 砺波市子ども・子育て会議	平成30年11月27日(火)開催 令和 元年 5月28日(火)開催 令和 元年 8月21日(水)開催 令和 元年11月27日(水)開催 令和 2年 ●月 ●日
(3) パブリックコメント	期間:●月●日から●月●日